

答申第30号

答 申

1 審査会の結論

平成25年9月18日付けで異議申立人が津市(以下「実施機関」という。)に対して行った公文書開示請求(以下「本件開示請求」という。)につき、実施機関が平成25年9月27日付けで行った公文書部分開示決定は、妥当である。

2 異議申立てに至る経緯及び趣旨

- (1) 異議申立人は、津市情報公開条例(以下「条例」という。)第6条第1項の規定により、実施機関に対し、平成25年9月18日付けで「平成19年度、20年度、21年度、22年度、23年度、24年度不審者情報一覧のわかる文書中の、「報告学校名」、「報告者」、「発生場所」、「発生年月日」、「発生曜日」、「発生時間」、「わいせつ内容(痴漢、露出、抱きつき、声かけ、身体接触、放尿、不審電話、写真の撮影、不審車両、暴行、追尾、その他)」、「学年、性別、生年月日」、「人数」、「不審者の人相及び特徴」、「車種」、「車両ナンバー」のわかる文書。」について、本件開示請求を行った。
- (2) 実施機関は、本件開示請求に対応する公文書として、「平成24年度不審者事案等一覧」(以下「本件公文書」という。)を特定した。
- (3) 実施機関は、平成25年9月27日付けで開示しない部分及び開示しない理由を次のとおり記載し、公文書部分開示決定(以下「本件処分」という。)を行った。

ア 開示しない部分

平成19年度、20年度、21年度、22年度、23年度不審者情報一覧のわかる文書中の「報告学校名」、「報告者」、「発生場所」、「発生年月日」、「発生曜日」、「発生時間」、「わいせつ内容(痴漢、露出、抱きつき、声かけ、身体接触、放尿、不審電話、写真の撮影、不審車両、暴行、追尾、その他)」、「学年、性別、生年月日」、「人数」、「不審者の人相及び特徴」、「車種」、「車両ナンバー」のわかる文書。

イ 開示しない理由

平成19年度、20年度、21年度、22年度、23年度不審者情報一覧のわかる文書中の「報告学校名」、「報告者」、「発生場所」、「発生年月日」、「発生曜日」、「発生時間」、「わいせつ内容（痴漢、露出、抱きつき、声かけ、身体接触、放尿、不審電話、写真の撮影、不審車両、暴行、追尾、その他）」、「学年、性別、生年月日」、「人数」、「不審者の人相及び特徴」、「車種」、「車両ナンバー」のわかる文書は、津市文書管理規程第34条の規定により保存期間を1年としている公文書であるため、それぞれ平成21年度、22年度、23年度、24年度、25年度に廃棄済みで存在しない。

平成24年度不審者情報一覧のわかる文書中の「学年」については、条例第7条第2号（個人情報）に該当するため。「報告者」、「生年月日」、「不審者の人相及び特徴」、「車種」、「車両ナンバー」のわかる文書は実施機関では作成しておらず存在しない。

- (4) 異議申立人は、平成25年10月23日付けで、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定により、本件処分を取消し、開示を求める異議申立てを行った。

3 異議申立ての理由

異議申立ての主たる理由は、次のとおりである。

平成24年度不審者情報一覧表のわかる文書中の「学年」を公開しても、個人の権利利益を害するおそれはなく、違法不法である。

4 補正命令

実施機関は、異議申立人が提出した異議申立書に、次に掲げる点で不備等が認められたため、異議申立人に対し、平成25年11月20日付けで補正命令を行った。

異議申立ての理由中「条例第1条の趣旨に反した決定」とあるが、条例第1条に対しどのように反した決定であるのかを記載すること。

5 補正書

異議申立人は、上記4の補正命令に対し、平成25年12月11日付けで補正書を提出した。

6 実施機関の不開示理由説明

本件公文書のうち「学年」については、条例第7条第2号に該当する個人に関する情報であって、「性別」や「人数」など、他の情報と組み合わせる

ことにより、特定の個人が識別され得るものと考えられるため。

7 審査会の判断

本件異議申立てにおいて、異議申立人及び実施機関は、本件公文書のうち不開示とした「学年」の部分について争っている。

異議申立人は、当該不開示部分については、開示してもプライバシーを侵害する事はないので、本件決定は広く開かれた津市政を目指そうとする制度の趣旨に反した決定であると主張している。

このことから、以下、本件処分の条例第7条第2号の該当性について検討する。

条例第7条において、公文書は、原則開示すべきであるという原則公開の基本的枠組みが定められているが、その各号においては、開示することにより私的な権利利益を害したり、公共の利益を損なうおそれが生ずるなど、不開示とすべき合理的な理由があるものを不開示情報として定めている。

(1) 条例第7条第2号の該当性について

条例第7条第2号は、個人のプライバシーを最大限に保護するため、特定の個人が識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害すると認められる情報、いわゆる個人情報を開示情報としたものである。

ここで、異議申立人が請求した本件公文書に対し、実施機関が行った本件公文書における開示しない部分の「学年」であるが、実施機関の意見陳述及び当審査会が行った聴取からは、市内には小規模の学校もあり「学年」を開示すると、個人の特定につながる恐れがあるとのことであった。

学年については、確かにそれだけでは、特定の個人を識別されるものではない。しかしながら、学校には大小様々な規模があり、仮に学年に数人しか児童もしくは生徒がいらないような小規模な学校において学年が開示されれば、個人の特定ができる可能性は高く、また、学年と他の開示されている情報とを組み合わせることにより、個人が特定される可能性はより高まると言えよう。

したがって、学年は個人に関する情報であって、特定の個人が識別され得るもの又は個人を識別することはできないが、他の情報と組み合わせることにより、特定の個人が識別され、個人の権利利益を害すると認められる情報であり、条例第7条第2号に該当すると言える。

よって、「1 審査会の結論」のとおり答申する。

8 審査の処理経過

本諮問案件に係る審査の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成26年 1月 8日	諮問書の受付
平成26年 2月24日	諮問案件の審議並びに実施機関からの口頭 意見陳述
平成26年 3月31日	答申

津市情報公開・個人情報保護審査会委員

	氏 名
会 長	村 田 裕
副会長	内 田 典 夫
委 員	秋 山 明 子
委 員	白 石 友 行
委 員	山 川 久仁子